

第4回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川 良光は、令和2年9月28日、午前9時、農業委員を足利市役所に召集し、第4回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、青木芳光、長竹武男、鴫田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 萩原淳志、次長 川田和之、主査 齋藤玲子、主査 本田未央子

1 書記は、次のとおりである。

主査 齋藤玲子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員であります。推進委員の出席は18名です。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により、担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p>
----	--

議案第5号 令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第4回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時5分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

4番 藤生正浩委員、11番 森山正和委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が3件、筆数が5筆、面積が1,077㎡となっております。続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が10件、筆数が16筆、面積が3,871.99㎡となっております。

合計いたしまして件数が13件、筆数が21筆、面積が4,948.99㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから5ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の6ページをお開き下さい。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。3条は、農地を農地として利用するために権利を設定または移転する申請です。

1番、申請地は、田島町地内の田、面積3,949㎡ほか1筆、計4,172㎡です。譲受理由は、経営規模の拡大のため、譲渡理由は、後継者がいないため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。議案書の27ページをご覧ください。1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものとして判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。なお、9月11日に事務局による事前調査を行っており、その際の現地の様子はこちらのとおりです。(スクリーン投影)

以上、よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

本件は、調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

3番 石橋委員。

3番

3番 石橋です。実情調査の結果を報告いたします。

資料の27ページをご覧ください。

調査年月日は令和2年9月15日、火曜日、午前9時から、調査班は三田委員を班長といたしまして、本島委員、赤坂委員、星野職務代理、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、2ヶ所の申請地の確認を行ったものであります。申請地は田及び畑として適正に耕作されており、申請人の自作地については、合計5筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。申請地は自宅から近いこと、耕作をするのに利便性が良く、所有する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の7ページをお開きください。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。4条は、農地の所有者が、自らの用途のために転用をするもので、自己転用と呼ばれるものです。

1番、申請地は大沼田町地内の田、809㎡のうち568㎡です。転用目的は、農家住宅の建築に伴う、農業用倉庫及び離れと進入路部分の転用です。面

積が、“のうち”と表記されているのは、申請地の一部に畑がありまして、この畑を除いた部分を転用するためです。

申請理由は、記載のとおりで、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法4-2-2他に代替する土地の有無 無です。農家住宅の建築部分につきましては、追ってご報告いたします非農地証明願に関連してまいります。議案書の29ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

なお、事務局による事前調査を9月11日に実施しており、その時の写真はご覧のとおりです。(スクリーンに投影)申請地はご覧の通り、畑以外は農地ではない状態になっており、是正のための申請となります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の8ページをお開きください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

9月の申請件数は10件、うち一般住宅が7件、太陽光発電が2件、駐車場が1件となりました。それでは、説明に入ります。

1番、申請地は迫間町地内の田、714㎡ほか50筆、計100,974㎡のうち100,936.2㎡、施設の概要は駐車場用地です。申請地の内訳は、議案書の8ページから11ページとなっております。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は賃借権の設定、51筆すべて農振農用地です。先ほどの4条申請と同様、こちらも合計面積が“のうち”という表記になっていますが、これは、申請地の一部に携帯電話の基地局が設置されており、その面積を除いたためです。なお、携帯電話の基地局を農地に設置する場合は、農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条第1項第14号の規定により、公共性の高いものとして転用の許可が不要となっております。

備考としまして都市計画法適用外、令和5年5月31日までの3年間の一時転用となりますが、5月までの大藤祭りが終了し、イルミネーションが始まるまでの6月1日から10月14日を除きます。農地法の許可基準は同法施行令11-1-1、一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない、です。当該案件は、申請面積が3,000㎡を超えるため、農地法の規定に基づき県の常設審議委員会に付議する予定です。さらに、申請面積

が4haを超える案件については市に許可の権限が委譲されていないため、当該案件は県許可となります。

では、議案書30ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が31ページから39ページに載せてありますので、ご覧ください。

なお、事務局による事前調査を9月11日に実施しており、その時の写真はご覧のとおりです。(スクリーンに投影)

議案書の11ページにお戻りください。

2番、申請地は大月町地内の田、現況は雑種地、159㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積132.95㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条14号：自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設：住宅、譲渡人は母、譲受人は娘夫婦です。

では、議案書の40ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

続いて、3番です。議案書12ページをお開きください。

3番、申請地は名草中町地内の田、371㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積86.12㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条14号：自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設：住宅、譲渡人は父、譲受人は娘夫婦です。

では、議案書の41ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

続いて4番です。議案書12ページにお戻りください。

4番、申請地は寺岡町地内の畑、482㎡ほか3筆、計996㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル216枚を420㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。なお、隣接する原野36㎡と一体利用し、事業区域は1,032㎡となります。また、工事車両の進入とメンテナンス車両置場については、南で隣接する佐野市側に確保することとしています。

では、議案書の42ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

議案書12ページにお戻りください。

申請地は奥戸町地内の畑、809㎡ほか2筆、計2,552㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル912枚を1,523.04㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。では、議案書の43ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

なお、事務局による事前調査時の様子をご覧のとおりです。(スクリーンに投影)

では、12ページにお戻りください。

6番、申請地は堀込町地内の田、63㎡ほか3筆、計276㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積105.16㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号：基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設：住宅です。

では、議案書の44ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(スクリーン投影)

続いて、7番です。議案書13ページをお開きください。

7番、申請地は堀込町地内の田、248㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積193.07㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号：基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設：住宅です。

では、議案書の45ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(スクリーン投影)

続いて、8番です。議案書13ページにお戻りください。

8番、申請地は堀込町地内の田、141㎡ほか4筆、計386.13㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積177.21㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号：基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設：住宅です。

では、議案書の46ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(スクリーン投影)

続いて、9番です。議案書13ページにお戻りください。

9番、申請地は新宿町地内の畑、715㎡ほか1筆、計738㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積123.92㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第1種農

地、備考としまして都市計画法34条11号：基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設：住宅です。

では、議案書の47ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、最後の10番です。議案書13ページにお戻りください。

10番、申請地は下渋垂町地内の田、334㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積108.66㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条14号：自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設：住宅です。

議案書の48ページをご覧ください。10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

以上、5条許可申請10件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番 赤坂委員。

14番

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の31ページをご覧ください。

調査年月日、調査班については、3条許可申請と同様です。また、調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので、省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人の出席のもと聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が管理を受託している市内の大規模花卉農園の、来園者用の臨時駐車場用地として、3年間、一時転用し、利用したいというものです。

今回は、JR両毛線新駅の利用者の増加、近接する迫間自然観察公園跡地の常設駐車場としての確保、コロナ禍の中、落ち込んだ来場者数の緩やかな回復、などを考慮し、申請面積を前回から3ha減らし、約10haとしました。転用にかかる費用は、3年分を、すべて自己資金で賄います。

駐車場として利用する際に整地を行いますが、昨年度、これまでよりも重量の重いコンバインドローラーを使用したところ、土地所有者から「農業用機械が入らないくらい地面が固い」と苦情が寄せられたこともあり、今回から1.5トン以内のローラーに戻すとのことでした。利用期間の終了後は、土地所有者から復元作業の依頼を受けている筆については、申請人自らが、耕作できる状態に復元するとのことでした。なお、許可権者である栃木県は、許可期間後に耕作できるような復元について、申請人を指導していくこととしています。

結論として、申請地は、迫間町ならびに大久保町にまたがる農振農用地であり、申請人の実情から、一時転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。以上で、報告を終わります。

議長 　ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員の嶋田推進委員、本嶋推進委員から意見はございますか。

嶋田推進委員 　特にありません。

本嶋推進委員 　同様です。

議長 　では、ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

4番 藤生委員。

4番 藤生です。復元というのは、かまぼこ状になった状態に戻す、という意味でしょうか。水稲が作付けできず、農地だと言い切れない場所が何か所か見られるのですが。

次長 　当該案件は4haを超えますので、最終的な許可は県になります。申請地は、水田にする部分が大半ですが、耕作ができる状態に復元する、というのが、これまでも許可の条件になっております。農地として、何か作物を植えられる状態、ということですね。いずれにしても、所有者と摩擦が生じないような形で農地に戻してください、ということです。ご理解のほど、よろしく願います。

議長 　ほかに、意見はございますか。平塚推進委員。

平塚推進委員 　平塚です。地図を見ますと、農地を貸さない人も多いようです。貸さない人の農耕機の往来と、来場者の自家用車の往来との問題は整理されているのでしょうか。また、事業計画書には、大藤祭りの後に水稲が作付けされる内容になっていますが、申請地の全体が水田になるのでしょうか。

次長 　先ほどの話のとおり、水田にされる部分と、一部は農地として使える状態に復元される部分がある、ということです。ご理解のほど、よろしく願います。また、これまでも、貸さない方は水稲栽培などをしておりますので、車の往来に関しては了解しているものと思われま。

議長 　14番 赤坂委員。

14番 赤坂です。交通関係ですが、現状として、藤の時期は交差点に警備員が配置され、地元優先で道を空ける配慮をしてくれています。少なくとも、自分が通る時には、渋滞を避けて優先的に通れる環境を作ってくれています。

議長 　ほかに、意見はございますか。

当該案件は、県の許可であり、指導に関しても県が責任をもって行い、そして地元の意見もきちんと聞いていく、ということを報告しておきます。

ほかに、ご意見はございますか。

【意見なし】

議長 　それでは本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 　異議なしと認め、議案第3号1番はそのように決定いたしました。

- 続いて、2番から10番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。
- 4番、藤生委員。
- 4番 4番、藤生です。2番の●町の案件ですが、農地への乗り入れ部分の水路はヒューム管からU字溝に直すのでしょうか。
- 主査 申請地の乗り入れ部分に関しては、新たに伏せ換えることで、道路河川保全課と協議が済んでいます。
- 4番 排水もそうですか。
- 主査 そうです。
- 4番 周囲に赤土を入れたようですが、意味があるのでしょうか。
- 主査 赤土の部分まで造成され、資材置場として利用されるなど、ひどい状態だったところを、周囲の田のレベルまで切土し、石も拾ってもらい、耕作できる状態に是正してもらいました。
- 4番 申請地は、どのくらいの土盛りをしますか。
- 主査 現在の地盤面から3cm程度です。
- 4番 浄化槽からの排水に注意が必要です。現在、水路には直径20cmのヒューム管が入っていますが、大雨時などに水路で水が見込めず、浄化槽へ逆流する可能性もあります。排水管を水路へ接続する際には位置（高さ）の確認が必要であり、また、設計上、問題のないU字溝を入れてもらえば良いと思います。
- 主査 わかりました。道路河川保全課へ確認が必要なことと、排水管の接続位置について、代理人に伝えます。
- 議長 ほかに、意見はございますか。
- それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
- 【異議なし】
- 議長 異議なしと認め、議案第3号2番から10番はそのように決定いたしました。続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 主査 ご説明いたします。議案書の14ページをお開きください。
- 議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和2年9月30日公告分であります。それでは、議案書の15ページをご覧下さい。今回の議案の総括表であります。貸借権設定（利用権設定）が、7件で面積14,714㎡です。続きまして所有権移転は、2件で面積2,464㎡です。まず、貸借権設定についてですが、詳細が16ページから17ページに記載されておりますのでご覧ください。
- 続きまして、所有権移転ですが、18ページをご覧ください。
- 1番、申請地は県町地内の田、面積987㎡、売買価格は98万7千円、引渡時期は令和2年9月30日です。続きまして2番、申請地は県町地内の田、面積1,477㎡、売買価格は147万7千円、引渡時期は令和2年9月30日です。いずれも審議の後、承認をいただきましたら、9月30日付で公告の

手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

平塚推進委員 平塚推進委員。

主査 平塚推進委員 平塚です。所有権移転の売買価格ですが、地域によってある程度の目安があると思うのですが、最終的にはお互いが了承した価格、ということでしょうか。

主査 平塚推進委員 おっしゃる通りです。

主査 平塚推進委員 現状としてどのくらいの評価額なのでしょう。基本的には一反当たり50万円前後だと思っております。この案件の価格は、ちょっと違うかな、と。

議長 申請地にはハウスを設置する予定で、平塚推進委員がおっしゃった通り、譲渡人と譲受人の協議の結果の価格と聞いております。

議長 農業委員会においては、農地の値段については提示しておりません。ただ、特異な例として、一反1,000万円、500万円で買いたい、という場合には、指導をする場合があります。今回は、ハウスの設置場所としてどうしても欲しいという理由で、この金額になっています。今までにも、このような例はありました。

主査 当該申請地は、農地中間管理事業によって集積を図ったところでもあります。耕作側は、10年間、耕作が担保されるものでありましたが、今回、売買のために解約をしております。このような背景も影響していると思われま。

平塚推進委員 今後、この価格が基準になってしまうのかな、と思ひまして。

議長 参考にはなってしまうと思われま。ただ、売りたい側が強いのか、買いたい側が強いのかで価格は変わってくると思ひま。

議長 ほか意見はございませんか。

議長 【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

議長 続いて議案第5号 令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書についてを議題といたします。

議長 事務局の報告を求めます。

次長 議案第5号 令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書について、ご説明いたします。

議長 これは、改正農業委員会法に基づく新体制への移行後の3年間の活動経過と、新たな事業展開等を踏まえ、農地等利用最適化推進施策について農業委員会等に関する法律第38条に基づく意見書として市に提出し、来年度の事業へ反映して頂くということを目的として作成をしております。今年度は本日午前11時30分から市長へ手渡す予定となっております。それでは議案書19ページをお開きください。

議長 (要望書(案)読み上げ)

議長 以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。
萩原推進委員。

萩原推進委員 萩原です。小俣町において獣害がひどく、困っています。とくにサルによる被害が深刻なのですが、●●地区においては、サル対策で設置したカメラに、クマも映っていたそうです。どのような柵を作っても、サル、シカにやられてしまい、休耕地が増え、田が全滅するような勢いです。有効的な駆除方法はあるのでしょうか。市から猟友会に、捕獲ではなく駆除を依頼できないものでしょうか。

次長 サルは、捕獲が困難なのです。そのため、この要望書において、“新たな作戦を立ててください”と書かせていただきました。本来ですと、威嚇程度しかできず、民家があれば猟銃を打つことはできません。威嚇して、追い払う、という形でやってもらっていますが、それでは足りませんので、“捕獲に向けた検討を行ってください”と盛り込みました。

議長 有害鳥獣対策は、毎年のように意見を出す中で、北部の農家が真剣に取り組んでいる課題であるため、今年、サルについて初めて記載しました。これといった解決策が見いだせない中、農業委員会としては、要望しながら、一緒に研究、対策を練っていくことになると思います。

新しく委員になられた方に説明しますが、毎年、この時期に農業委員会法第38条に基づき、市へ建議、要望書として作成し、今日、この総会の終了後、市長へ手渡す予定です。皆さん、来年に向けての新しい問題や解決方法があれば、早めに発言していただければと思います。

議長 それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、本日、市長に提出したいと思います。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主査 非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。23ページをご覧ください。

1番、申請地は大沼田町地内の畑、現況は宅地、面積297㎡です。先ほどご承認いただきました4条申請の関連案件です。願出の理由は、昭和32年に農家住宅を建築し、一体的に宅地として利用しているで、受付の日付は令和2年9月2日、処理の日付は同じく令和2年9月10日です。現地確認は事務局と清水委員で行っております。

以上報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それではご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第4回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前10時24分 閉会】

この会議のてん末は、書記 齋藤玲子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年10月 日

足利市農業委員会

4番委員

11番委員